年　　　　　月　　　　　　日

**参加申込書（共同企業体用）**

業務名　　【SDGs企業認証】企業版ふるさと納税タイアップ事業におけるマッチング支援業務委託

（１）　当共同企業体構成を代表する企業（以下、「代表企業」という。）は、鳥取県内に本店、支店、営業所その他の事業所を有する者です。

（２）　全ての当共同企業体を構成する企業（以下、「構成員」という。）は、地方自治法施行令（昭和22 年政令第16 号）第167 条の４の規定に該当しない者です。

（３）　全ての構成員は、次に掲げるいずれかの税金を滞納していません。

ア　鳥取県の県税（延滞金及び加算金を含み、個人県民税及び地方消費税を除く。）

イ　法人税（延滞税及び加算税（以下｢延滞税等｣という。）を含む。）

ウ　消費税（延滞税等を含む。）

エ　地方消費税（延滞税等を含む。）

（４）　全ての構成員は、鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第３号）第２条第３号に規定する者を役員、代理人、支配人又はその他の使用人としている者ではありません。

（５）　全ての構成員は、法人格を有しています。

（６）　全ての構成員は、令和４年４月１４日（木）から本書提出日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成７年７月１７日付出第157 号）第３条第１項の規定による指名停止措置を受けていません。

また、いずれかの構成員が本業務の企画提案書の提出の日までに指名停止措置を受けた場合には、本プロポーザルへの参加資格を無効とされても異議を申し立てません。

（７）　全ての構成員は、令和４年４月１４日（木）から本書提出日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14 年法律第154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11 年法律第225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者ではありません。

また、いずれかの構成員が本業務の企画提案書の提出の日までに更生手続開始の申立てが行われた場合又は再生手続開始の申立てが行われた場合には、本プロポーザルへの参加資格を無効とされても異議を申し立てません。

（８）　当共同企業体は、【SDGs企業認証】企業版ふるさと納税タイアップ事業におけるマッチング支援業務委託仕様書の４で定める業務内容について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び鳥取県の指示に柔軟に対応できる者です。

上記のとおり相違ないことを誓約し、このプロポーザルへの参加を申込みます。

鳥取県知事　　　　　　　　　　　 様

所在地

共同企業体名

代表企業名

代表企業代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

（作成責任者）

所　　　　属

職・氏名

電話番号

ファクシミリ

電子メール